

信州伊那に於ける御館・被官制度の研究史

——古島敏雄氏の業績を中心として——

早稲田大學助教授 入交好脩

曩に、私の責任指導下にある早稲田大學經濟史學會は、「日本農業の構造的特質たる東北型・近畿型の比較検討をなすことによつて、日本封建制の崩壊過程の様相を溯及・究明せんとする立場より、先づ東北型農業構造の本質を實地踏査せん」とを企圖した。しかして、その最初の設きは、昭和十五年七月、舊南部領に屬する岩手縣二戸郡を中心とする名子制度並びに刈分小作の實地踏査となつて實現し、更に翌昭和十六年七月には、信州伊那（長野縣下伊那郡）の御館・被官制度の遺制調査及び史料採訪となつて結實した。就中、後者の敢行のためには、同地御出身の東京帝國大學農學部講師古島敏雄氏の御指導並びに御斡旋に倚るところが多であり、直接準備一切は

當時早稲田大學商學部第三學年に在學した同地出身の伊藤梯藏君の犠牲的努力に俟つて初めて可能ならしめたものである。

かくて昨夏七月上旬、眞摯なる十數名の學徒と共に、初めて天龍川畔の信州伊那地方に採訪し得るの機會を與へられたのであつた。いま採訪の順路並びに蒐集古文書の中、主要なるものゝ名稱を掲ぐるならば、凡そ次の如くである。

- 一、村澤吟次郎氏蒐集古文書（上伊那郡赤穂町）
- 一、同氏編著『赤須上穂舊記録鈔』に未收の原資料
- 一、池上家並に光則寺文書（同上）
- 一、城東資料（被官文書・庄屋文書）並に門前百姓資料
- 一、市村威人氏蒐集古文書（下伊那郡山本村）
- 一、信濃莊園關係資料

- 一、下伊那郡教育會所藏古文書（飯田市教育會館）
- 一、平澤・前島家所藏文書の内寫本其の他
- 一、飯田圖書館所藏中馬關係文書（飯田市立圖書館）
- 一、中馬一件文書・飯田十三ヶ町村組頭日記
- 一、伊藏家所藏文書（下伊那郡那賀村）
- 一、名古熊舊記・切石記關係資料・傳馬關係資料
- 一、松島家所藏文書（下伊那郡千代村）
- 一、南山三十六ヶ村難澁數額日記・被官文書
- 一、溫田家所藏文書（下伊那郡泰阜村溫田）
- 一、溫田資料ノ内未調査分

この外採訪豫定の中、日時その他止むを得ざる事情のため中止したものに、關島家所藏文書（下伊那郡川路村）及び平澤家所藏文書（下伊那郡下久堅村）があつた。尤もこの内、下久堅村の平澤家の資料は、その主要部分を、教育會館に於いて下伊那郡教育會の御厚意により、その筆寫本について轉寫し得たのであり、更に、今夏私は助手姉齒三郎氏を同伴して伊藤傳先生の御東道に據つて親しく原資料を閲覽するの機會を與へられたのであつた。また當時採訪し得なかつた資料の中、前記伊藤君の獻身的努力によつて筆寫し得たものも尠くない。例へば、泰阜村の金野文書、河野村河野文書、大鹿村の前島文書、千代村の大平文書、赤穂町の横尾文書等々はその代表的なものであり、更に天正年代の檢地帳として、大河原檢

地帳・下殿岡檢地帳・野宇村檢地帳・大畑村御檢地帳・開善寺檢地帳・太田朱引御檢地帳（上・下巻）殿岡さし出帳・南原本帳・知久平本帳・虎岩本帳・虎岩郷本帳の十一種を蒐集、筆寫するを得たことは、一重に同君の功績にほかならない。

勿論、この檢地帳上の年代に就いては、今遽かに文字の儘には信憑し難いけれども、この地方に遺る檢地帳の今日蒐集し得る殆んど總てであり、且その形式上の特徴は、一應學界に提供するだけの價值を要求し得るものであると確信する。

前後二回に亘る採訪に於ける現地の方々の御厚情に對しては、衷心より感謝しなければならぬ。即ち、長野縣下伊那郡教育會・飯田文化協會を始め、郷土史家の諸先生の御援助は、この計畫の遂行を容易ならしめ、豫期以上の成果を收めて歸京することを得せしめた。就中、鳴謝すべきは、市村威人、伊藤傳、村澤吟次郎の三先生及び平澤清人、向山雅重、福島豊、小林郊人の諸氏である。こゝにこれら諸氏の御厚情を銘記して、深謝の誠を捧ぐるものである。

二 特殊小作慣行の全日本的調査乃至概説の一翼としての

被官制研究史に對し、直接信州伊那の御館・被官制度を研究の對象として採り上げ、問題史的に一つの躍進を示したものは、農商務省小作官小林平左衛門氏の『信州伊那の被官百姓』（農商務省農務局編『永小作に關する調査』（其一所收（大正十三年）を以て嚆矢とする。同氏は、『長野縣下に於て此の慣行の存する地方は上伊那、下伊那の兩郡で、上伊那郡では、南向村大字大草に主として行はれ、中澤村の一部にも少しく存在する。下伊那郡では泰阜村、千代村、大鹿村等に此の慣行が存するけれども上伊那郡南向村大字大草に存するものが長野縣下に於ける代表的「被官百姓」とも目すべきものと信するが故に、本研究に於ては此の地の慣行に就きて記述する』こととし、被官百姓を定義して『特定の地主に專屬する小作農家で、舊幕時代から一種の低い階級として取扱はれ、普通の小作人とは異なり、其の地主の隷從的關係を容易に離るゝこと能はず、若し之が羈絆を脱せんと思へば、舊幕時代に於ては相當の身代金の提供を要し、又地主も之に對しては特別の保護を加へた——一種の農奴的性質を有せる——小作農家である』と述べてゐる。

また關島久雄氏は『南山一件文書』（伊那史料叢書「所收」及び下伊那郡南部諸村を對象する三論文、即ち、「伊那被官に關する若干の研究」（『社會經濟史學』第二卷第五・

六號）「伊那の被官村に關する一考察——農村經濟の窮乏・救済・更生と人口の増減の例——」（『社會經濟史學』第三卷第六號）、「封建的地主の一形態——特に御館の買發子、被官の賣買に就て——」（『歷史學研究』第四卷第一號）がある。しかし「之等の報告によつて明とせられた所は主として身分關係であり、被官の蒙つてゐた諸種の制限、賣買買入等の對象となつたその物的性質、斯る制限を脱して裕福になつた被官の平百姓に移つて行く形式的な態様等が問題とされたのであり、又之等の被官が本百姓と共に形成してゐた村落の形態が述べられた」のであつた。斯學の發展は必然的に該制度を、賦役なる地代關係の觀點より、立體的に分析することを要請するに至つたのである。

かゝる研究史の、最初の一頁を飾るものとして、古島敏雄氏の「農業制度として御館被官制度、その分解」（『農業經濟研究』第十二卷第一・二・四號）を擧げることを得る。本論文の特徴は、被官制度を一つの農業制度としての視角より考察せんと試みた最初のものであるといふ點に見出されるのであつて、「強い身分的制限を蒙つてゐた被官が一方には自己の經營を有し乍ら、御館の經營の重要な勞力を會てはなしてゐたらしいと云ふ點に分析の中心を置くこと」を期した勞作である。加之古島氏は、本論文に利用された資料は、既刊の諸資料（南山一件文書

（三卷）、熊谷家傳記（四卷）、名古屋圖書館藏小川實記、正木敬二氏藏木下日記の外に、直接伊那各地の舊家の所藏資料の採訪をなし、名寄帳、小前帳、用留の如き古文書より、先づ「被官制度の一般」的特質を究めんとし、（一）制度を表はす諸名稱・被官の字義、（二）被官の形式的規定、（三）被官の實質的性質、（四）御館、（五）身請百姓の諸項目に分つて詳細に分析し、更に該制度の「伊那地方に於ける分布」竝に「自然的生産環境」を觀、進んで問題の核心たる「被官制度に於ける土地關係——「土地所有關係」及び「小作關係」——、「御館の農業經營——「御館農業經營一般」及び「前島氏の手作經營」——に論及し、最後に「被官制度の變遷」をば、（一）被官關係の發生、（二）被官制度の分解、（三）商品生産の導入、（四）明治維新と被官制度の諸項目に分つて考察してゐる。

就中、農業制度としての御館・被官制度に於ける土地所有關係並に小作關係の究明は、從來何人も企及し得なかつたところであり、それは被官制度——否廣く舊役勞働制の研究史を貫く方法論的前進であると謂ふも敢て過言ではないであらう。

其の後、古島氏は、前記關島久雄氏との共著の形にて、『舊役勞働制の崩壊過程——伊那被官の研究——』（育生社版日本政治經濟研究叢書「第七輯」として上梓されたが、それは

兩氏の從來の諸研究の集大成であると同時に、附録として、多數の宗門帳・檢地帳・借屋御改帳及び被官關係文書を收録してゐる。

爾來、該研究は、古島氏の獨壇場として發展せしめられたが、最近新たに蒐集された多數の古文書に基いて、「近世初期の檢地と農民層の構成——檢地帳上の分附記載を中心にして」（『農業經濟研究』第十七卷第一・二號）及び「徳川初期に於ける農民の家族形態——信州南部を例として」（『社會經濟史學』第十一卷第二號）が相繼いで發表された。前者は、曩きに研究史に關する部分に於いてこれに觸れたので、こゝに重複することを避けるが、（一）「檢地帳上の分附記載と耕作形態」、（二）「檢地帳上の作人の身分——信州虎岩村を例として」、（三）「一村の構成者としての本百姓」に言及し、初めて被官制度と檢地帳との關係に就いての究明である。後者は、被官制度をもつ伊那地方村落を直接採り上げ、從來の社會的方法による分析が企圖し得なかつた程度にまで、問題史を進展せしめられたのである。また注目すべき資料紹介・分析には平澤清人氏の「近世初期農村居住民の構成についての一考察——信州伊那郡虎岩村」（『社會經濟史學』第十一卷第六號）及び「被官の發生と被官身分の轉落に關する一考察——信州伊那郡虎岩村に於ける——」（『經濟史研究』第二十七卷第二號）がある。

尙、被官制度研究の傍證ともなるべきものとして、古島氏の「伊那街道における中馬の發達——飯田町の資料を中心として」〔社會經濟史學〕第九卷第二・三・四號〕があり、通史的概観としては文部省推薦圖書となつた名著「日本封建農業史」〔四海書房版「日本經濟史全書」〕があることを附記して置く。

三

嘗て今井林太郎氏は、「近世初頭に於ける檢地の一考察」〔社會經濟史學〕第九卷第十一・二號〕に於いて、中世末期の農民の階層分化の問題を採り上げ、「檢地を廣範圍に亘つて比較的圓滑に實施し得るためには、中世末期の農民の階層分化をそのまゝ容認することが必要であり、下作人の有無に拘らず、作人と呼ばれる階層を基準とし、これを本百姓に立て、彼等を檢地帳に登録して行つたのではないか」と推斷せられ、この適例として、慶長十九年毛利氏の領内檢地の際における「作付之次第」なる規定を舉示し、そこで「檢地名請人」作職所有者「本作人」であり、「作人」の下に更に下作人が存した場合にも、作人が檢地名請人になる」ことの事實を指摘された。加之（一）陸前黒川の傳馬町設立に關する朱印狀（元和六年）、（二）加賀藩の頭振百姓の存在（慶長八年）、（三）小倉藩の

戸口調査による名子（元和八年）、（四）阿波藩の知行給與の朱印狀（寛永四年）等の諸資料を検討するならば、其の何れもが「近世初頭の農村には檢地帳に登録せられた本百姓以外に、中世末期の下作人がそのまま持ち越され、本百姓の下に存在してゐた」ことを實證して餘りあるものがある。故に「近世初頭の農村には、本百姓以外に小作人、名子、奉公人が存在し、その数が本百姓に比して決して少い數でなかつたことが知られる。しかも檢地帳には本百姓のみが登録せられ、彼等小作人、名子、奉公人は登録せられない所謂帳はずれのものであつた。これは檢地帳が本來年貢様式を統一し、年貢高を確立せんとする徵稅上の目的から作成せられたものであることに由來するものであり、従つて檢地帳に登録せられた本百姓といふものは、耕作者といふ意味よりも、納稅擔當者といふ意味に解すべきものではなからうかと思ふ。従つて檢地帳登録者をすべて單純に直接耕作者と考へることは危険であり、檢地帳にあらはれて來ない農民の研究は、中世と近世とを歴史的なつながりとして理解する上に、そして又近世農村社會を理解する上に極めて重要な問題であると思ふ」と結ばれた。

今井氏は「檢地帳にあらはれざる作人の存在を以て、近畿的な分化の高度化せる地域の特性」と看做し、「名

主職の下に作人職が分化せるのみでなく、更にその下に下作人が分化して生じた状態の反映として帳外の民の存在を考へることを得る」との見解を示された。

古島氏は、この今井氏の方法を踏襲して、その理解と肯定とを基礎として、「檢地帳上の分附記載」なる問題を、「近世初期の檢地と農民層の構成——檢地帳上の分附記載を中心に——」（一）〔農業經濟研究〕第十七卷第一號〕に於いて、提起された。すなはち檢地帳上に表はれた作人が本百姓であり、それ以外に現實の耕作者があるとなすこの見解は、古島氏に據れば「從來の農村居住民即百姓となす村落制理解の包擁し得なかつた幾多の問題——たとへば、入會關係に於ける不平等利用關係、割地制に於ける不平等分割の事實を村落制構成の理解と調和せしめる問題等々——に、近づきの鍵を與へる」と考へられる。何となれば、それは「徳川期農村に於て最も村落共同體的色彩の強いと考へられる入會、割地等に於てすら、村民は持高の有無又は多少によつて、共同的色彩に富むと云ふ利用權に於ても、截然たる差別を受けてゐる事は、單なる身分的差異たる以上に、時代的特質の根源に基く農民層の區別があつた事を考へさせるものである。而もそれが所持石高の差に基く事によつて土地よりの生産物をその租稅收入の大宗とした徳川時代社會にあつては本質

的な差異である事が知られる」からである。

かゝる要請に基いて、古島が、同論文に於て明かにされんとするところは「中世末期の實情は單に階層的土地關係者のみを以て作人と指定し終るためにはあまりに複雑であり、各地に檢地施行前の階層的關係、或はその一部を檢地帳上に明示してゐるものがあり、これを通じて中世末期の階層的な土地關係と、その徳川期への導入の實情を覗はしめるものがある事、それと共に、通常村落居住者即村の構成者とする考へ方は、先に帳外の民と呼ばれた者の存在によつて、修正をうけるのであつて、檢地帳の記載が本百姓身分を決定すると説く如く、本來村の構成者は、本百姓的な一部のもののみに限られるのであつて、帳外の民又は分附百姓は十分の意味で百姓ですらない事」とである。換言すれば「徳川期の經濟發展によつてのみ發生したと考へられる入會關係における非資格者は、村の構成の特質に基いて、本來そのやうな者として存在してゐたのである事を明らかにしようとする」ものである。かくて、ここでは、主として、「檢地帳上の分附記載と耕作形態」なる問題を採り上げられ、今井氏が前掲論文に於いて、加賀藩に於ける頭振百姓、小倉藩に於ける名子等が「檢地帳上に記載せられざる現實耕作若」として指摘されたのに對し、古島氏は「檢地帳に記載されな

がらも本百姓に非ざる現實耕作者の存在を、この「分附百姓」に見出さんとするものである。この點は以下の敘述の理解のために十分銘記さるべきであらう。

四

抑々「分附」とは、如何なる農民層を指稱するものであらうか。この解答をば、大石久敏の著書である『地方凡例録』に求むれば、『分附トハ、祖父親ノ代田畑ヲ二男三男孫杯ヘ譲リ、其以後檢地入タル時、惣領式ノ名ヲ肩書ニ誰分トシテ、當主ノ名誰ト記ス、是ヲ分附ト云、二三男ヘ譲リ渡シ、分家百姓一軒ニ成レバ、分附ニハ非ズ本百姓也。(中略)分附ハ、本百姓ニハ非ズ、又家抱ト云ハ、下人田畑ヲ譲リ、分附同然肩書ニ誰分ト記ヲ云、分附家抱共内附タルニ依テ、年貢諸役モ惣領式ヘ渡シ、本家ヨリ一緒ニ勤ム、永小作ト云モ大概右ニ準ズ、家抱ハ百姓ノ譜代ノ下人也、門屋トイフ所モアリ、庭子トモ云フ、(中略)西國方ニテハ名子ト云』とされてゐる。此等は「現實の耕作者にして本百姓に非ず、而も檢地帳上に一定の形式に従つた記載をうけるものがある事を示す。それ等は一は血縁の分家であり、一は譜代・下人であり、一般に従屬的小作人の一として知られてゐる所のものたる、門屋・庭子と同一物とせられてゐる」のである。かくて斯かる分附形式を多年同氏の手がけたる信州伊

那郡に於ける隸屬的小作制度、御館・被官制度の存在地を繞つて廣くその周邊地域——大河原村前島家の分附被官の存在はこの典型である——求められたのである。しかし、同氏は注意ぶかく『分附形式の存在即賦役提供を伴ふ隸從小作人の存在となす事は、具体的史料の缺如がこれを許さぬのであり、この逆たる被官即分附形式による記載をうける者といふことは、被官中に檢地帳上に表れないもののある事によつて否定される所である』としこれを前掲今井氏の推論に準じて『分附形式の存在はそのやうな意味での帳外の民が、その土地に對する權利關係の強度の故に、完全な作人としては表れ得ないのであるが、兎も角一定の制限の下に檢地帳に公認されたことを示すと云へよう。右の聯關においては問題は土地關係が名主——作人——下作人と階層分化の極度を示したと考へられる近畿・中國的な地域を地盤として、下作人が帳外の民として、檢地帳上に表れないといふ理解へ導き、東山・關東と全体として戰國期の織豊二氏による統一の行はれた經濟的地盤と係りの少い地域において、分附記載を見るといふ事實の中にある事にならう。

兩地域において本百姓として認められたものが共に先の階層系列における作人でありとし、分附の場合において本百姓たるものは誰某分何某とある誰某であるとの地

方凡例録の解釋をとるとすれば、下作人の權利關係は分附記載のない地方に弱いと考へられる事になる。下作人の對土地關係の強力化は、即ち分化の程度の一層進めることを示すものとは考へられないであらう。農民層分化の高度化は中世末期の經濟發展の主潮であり、それは近畿を中心とする一應考へられるであらう。茲に一の矛盾を感じるのである。

この疑問への一つの近づきを得るために、天正十七年と稱する虎岩村檢地帳を採り上げ、その分附記載の形式を分析し、その著しい特色として『第一に、地積に大半小の單位が用ひられてゐる事(三百六十歩一反)第二には分附形式に「何某分主作」と云ふ形式と列んで「何某分誰作」と云ふ形式が存在する事』を擧げ、更に武藏國旛羅郡八木田村の慶長十四年の檢地帳でも、三百歩一反ではあるが「何某分主作」及び「何某分誰某作」といふ記載を採つてゐることは、全くその揆を一つにしてゐることを注目される。後者に就いてより詳しく觀るに『村役人主税助の名の附せられた田畠は、總計十三町一反四畝二十四歩であり、記載の形式によつて分類すれば、單に主税助と記せるもの二町五反九畝四歩、分附百姓の控地が七町六反一畝七歩となる。これは「主税助の繩受地の中に分附百姓の控地の外に、手作地的なものあつ

いか」との推斷を下されてゐる。

この極めて示唆に富む結論は、固よりこれは古島氏の一つの極めて大膽なる「推論」であることは、同氏自らも斷らるる如くである。しかし、この「推論」を一つの「現實」たらしめるためには、更に根本資料の蒐集と、その科學的分析とを必要とするであらう。しかし、我々は嘗て今井氏によつて提起された「近世初頭の檢地と農民の階層分化」における「帳外の民」の存在が、いま古島氏によつて「檢地帳上の分附記載」の分析を通じて著しく問題を進展せしめられたことを知るであらう。

五

封建制の研究に於ける問題の核心は、常に當該封建制下の土地所有制並びに農民にあることを銘記すべきである。この故に、被官制の發生史的考察に就ても、この一点を忘却するならば、それは決して正鵠性を要求し得ないであらう。

私は、今夏の採訪によつて、古島氏によつて開拓された農業制度としての御館・被官制の研究が、既に郷土史家の人々によつて、新しき展開への陣痛期に入りつつあることを目のあたり觀るを得て、衷心より郷土史學界のために祝福して熄まないものである。

（昭和十七年七月卅日・常盤館にて）

彙報

市村先生外六名の同人は、去る六月初旬、上下伊那の宗良親王御遺蹟調査を行つた。

六月六日上伊那の中澤村へ出て常秀院徳光地、西尾、高見城趾を調査して南向村の四德に泊つた。

七日四德から鹿塩峠を越して鹿塩へ出た。この時は香坂氏の根據地から大河原方面へ通ふ最古の通路と開いた。今は道形も無いほどに廢れて、自然に倒れた巨木が道をさへぎつてゐた。こちらの谷間やあちらの谷で杜鵑や郭公がかけ合ひてきりり鳴いてゐた。時の頂上近く合して雨を催して來た。このあたりを通る時今通つたばかりの熊の足跡だ」なんて案内者に説明されて膝を冷したりした。尾根路の縱走は困難な行路だつた。かりに宗良親王にもかつて御越になつたと考へ奉ることが出来たとしたら、御困難は御想像申上げると恐れ多い事に思はれた。雨に煙る雲海を漸く脱して鹿鹽の光源寺趾へ下りた時は雨が止んでゐた。薄暮鹿鹽へ泊つて、各濡れ衣を乾した。

八日今日は塩川を溯つて越路を越して寺屋敷へ出る豫定だつたが昨日の難路

伊藤先生から入交先生の論稿をいただいた時「校正は東京へお送りして見ていただく様に」とのお話でありました。

無論さう致すのでありましたが、何分にも印刷がおくれて、その時間が出ません。失禮とは重々存じましたが遂にお送りしていただくことが出来ませぬ様な次第でありました。従つて誤りがありましたら責任は全部當方にありますことをお断り致しておきます。

尚編輯の都合で先生の分が巻末になつてしまひましたことと、それから田舎の事として御指定通りの活字を使用致すことが出来ませぬ事とを併せてお断り致します。（編輯部）

で一同足の痛さが恢復せず越せそうもない。豫定を變更して鹿塩を調査することにした。朝食を済ませて天狗の森の古城跡を實測した。ここから更に坂道を登つて駿本城へ出た。山城としては規模も大きく北に天狗の森、南に大島城を支配として、三角形の頂點ともいふべき位置にあつて、一つの城となつた城のやうに思はれた。又川端の下りて更に鹽川の對岸へ登つて大河原へ通ふ舊道に沿つた大島城を實測した。これらの山城は堀切や帯廊を今に残して無言のうちに昔を語つてゐる。

こゝから吟んと同標高で山の腰を傳ふ舊道は長く續いた。大河原の地域に這入つてから鹿塩を見通すあたりに、中尾城址がある。連絡の城として重要な位置にあつたと思はれる。市場の見える邊りへ出る。こゝで下に見える整理された水田は徳川期の開墾だ。耕つくされた急傾斜の畑と共に、農政經濟史の研究に新生面を築かれた古島敏雄さんの研究對象となつた所だ。夕日の沈む頃大河原市場へ着いた。この行程一里強。

九日 早朝市場を立つて大河原城のある上蔵を通過、始終小澁川に沿ふ崖道を一里半も登つて、釜澤へ着いた。釜澤八幡の神官、松浦和喜太郎さんは市場から同行して下さつた。松浦さんの好意で八幡社の史料を拜觀することが出来た。晝

食後小澁の支流小河内川の溪流に沿つた山路を登つて御所平へ出た。御所平は實測して見て意外に廣い所だつた。釜澤から一里の道程はある。ここから又登つて小河内川の支流寺澤川に沿ふた細い山道を傳つて寺屋敷へ出て實測した。御所平から凡十町程のところだ。山で日がくればと心配したが日暮に釜澤へ歸ることが出来た。この日午後から雨が降つたりやんだりしたので一同濡風となつた。

十日 三正坊の實測を済まして上蔵へ下つた。この日縣知事閣下が信濃宮御造營工事視察のために上蔵へ登られたので市村先生は御史蹟の説明役を承られた。彈正林に香坂高宗の供養碑を拓本したり宗久寺址を尋ねたり、野々宮に參拜したりしてから上蔵青年團の人たちのお世話になつて福徳庵の史料を調査した。大河原に歸つて日暮までの時間を利用して青木城の調査をした。こゝは鹿塩峠を越して遠山郷へ續く谷合の入口を扼すやうな位置だ。この日も大河原泊だ。

十一日 今日は松平城を見て、落合の大鹿村役場をお尋ねした。實測した御遺蹟地や山城の位置を照合するため、分間圖を寫さしていただいた。役場をたつて桶屋の頭屋敷や別當島を調査して北條へ出て北條時行の墓と傳へられる墓碑の拓本をしたりした。こゝまで大河原から一